

令和５年度 安全装置等導入促進助成事業取り次ぎ実施要領

令和５年４月２０日
一般社団法人 東京都トラック協会

一般社団法人 東京都トラック協会（以下「東ト協」という。）は、公益社団法人 全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）が定める「安全装置等導入促進助成金交付要綱」（以下「全ト協交付要綱」という。）及び東ト協が別で定める「アルコールインターロック装置導入助成金交付要綱」に基づき、東ト協会員事業者の安全装置等導入促進に関し適正な運営を図るため、以下のとおりに取り次ぎ実施要領を定める。

１．予算額

①全ト協予算額：１７，７１０，０００円

※項目７．１）～５）の装置の申請分として運用。

②東ト協予算額：２，０００，０００円

※項目７．３）の装置の申請分として、本項①の予算と併せて運用。

２．実施期間

受付期間は、令和５年４月２０日から令和６年３月２６日（必着）までとする。

ただし、受付期間内であっても、前項１．①、又は同②の助成申請がそれぞれの予算額に達した場合には、その時点で該当する装置の助成は受付終了とする。（※上記の事由等を含め、受付期間中に受付を終了する場合、または受付期間に変更が生じる場合は、東ト協ホームページ等で周知する。）

３．助成額

助成額については次のとおりとする。

①全ト協助成額

項目７．１）～４）の装置については、１台につき※２万円を上限として、装置取得価格（機器本体・部品・付属品等を含めた価格。なお、取付工賃及び消費税は取得価格に含まない。）の１／２までとする。

項目７．５）の装置については、１事業所１台、※３万円を上限として、機器取得価格（機器本体・部品・付属品等を含めた価格。なお、送料および消費税は取得価格に含まない。）の１／２を助成する。

なお、上述のいずれにおいても、取得価格の１／２に小数点以下の値が生じた場合、小数点以下の値は切り捨てとする。

②東ト協助成額

車両に取り付けた項目７．３）の装置１台につき、※４万円を助成する。

４．他の補助金との併用について

原則として、国からの補助金が交付された装置に対しては助成金を交付しない。ただし、項目７．３）の装置の申請については、全ト協と東ト協の助成金の併用のみ認めることとする。

なお、項目７．３）の装置の申請において、全ト協助成と東ト協助成を併用し

た申請を受けた際は、対象装置 1 台の補助総額が装置取得価格を上回らないよう、東ト協助成額、または全ト協助成額の調整を行うこととする。（前項 3. ①、及び②に記載の金額より調整）

5. 助成対象装置台数

①全ト協助成枠

1 会員事業者につき、上限 30 台分までとする。

また、東ト協定款に定める普通会員及び副会員にあつては、上述の台数または、会員名簿に登録された車両台数に装着できる装置台数のいずれか少ない台数までとする。

但し、助成受付は先着順とし、全ト協予算額に達した時点で受付終了とする。

②東ト協助成枠（項目 7. 3）の装置に限る）

1 会員事業者につき上限 5 台分までとする。

また、東ト協定款に定める普通会員及び副会員にあつては、上述の台数または、会員名簿に登録された車両台数に装着できる装置台数のいずれか少ない台数までとする。

但し、助成受付は先着順とし、東ト協分の交付限度総数に達した時点で受付終了とする。

（東ト協分の交付限度総数 50 台）

6. 助成対象要件

1) 助成対象車両および事業所

①全ト協助成対象

車両においては、東ト協会員事業者が使用している事業用トラックで、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都内にあること。

事業所においては、東ト協会員事業者で、東京都内に所在する事業所であること。

ただし、東ト協定款に定める普通会員及び副会員にあつては、上述の要件を満たさない装置装着対象車および事業所についても、使用の本拠および事業所が位置する道府県トラック協会に加入していないことを条件として助成の対象とする。

②東ト協助成対象

東ト協会員事業者が使用している事業用トラックで、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都内にあること。

3) 助成対象期間

（1）全ト協助成、及び東ト協助成共通で、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 26 日までに対象装置の導入（装着）、及び支払い関係が終了し、当該装置に係る助成金交付申請を行っていること。

（2）全ト協助成、及び東ト協助成共通で、令和 6 年 3 月 27 日から令和 6 年 3 月 31 日の間に導入（装着）する場合には、助成金交付請求の対象外とする。

7. 助成対象装置

助成対象の装置は、次に掲げるとおりとし、全ト協が認めた装置とする。また、各装置の助成額、及び申請台数に係る取り扱いは、次の１）～５）に記載のとおりとする。

なお、装置の装着にあたっては、道路運送車両の保安基準に抵触しないことを条件とする。また、いずれの装置においても中古品・レンタル品の場合は助成対象外とする。

1) 「後方視野確認支援装置」(バックアイカメラ) ※全ト協単体で助成

- (1) 新たに後方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の $1/2$ （上限２万円）を助成する。

この場合、申請台数は「後方視野確認支援装置１台」として取り扱う。

- (2) 「後方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)」が既に取り付けられている車両について、カメラ、またはモニターの故障等により、いずれかを改めて導入（買い換え）した場合、導入装置単体（後方カメラ、またはモニター）の取得価格の $1/2$ （上限２万円）を助成する。

この場合、申請台数は「後方視野確認支援装置１台」として取り扱う。

- (3) 「側方視野確認支援装置」が既に取り付けられている車両に、後方視野確認のためのカメラを新たに導入する場合、後方カメラ単体の取得価格の $1/2$ （上限２万円）を助成する。なお、後方視野確認のためのモニターを同時に導入する場合であっても、当該支援装置（後方カメラ及びモニター）の取得価格総額の $1/2$ （上限２万円）を助成する。

この場合、申請台数は「後方視野確認支援装置１台」として取り扱う。

- (4) 新たに「後方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)」及び「側方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)」を同時に導入する場合は、当該二つの支援装置の取得価格総額の $1/2$ （上限４万円）を助成する。この場合、後方カメラ、及び左側方カメラを１台のモニターで兼用する場合であっても、当該支援装置（後方カメラ＋モニター＋左側方カメラ）の取得価格総額の $1/2$ （上限４万円）を助成する。

この場合、申請台数は「後方視野確認支援装置１台＋側方視野確認支援装置１台＝合計２台」として取り扱う。

- (5) 新たに「後方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)」及び「側方視野確認支援装置(カメラ及びモニター)」の一体型の装置を導入する場合は、当該支援装置の取得価格総額の $1/2$ （上限４万円）を助成する。

この場合、申請台数は「後方視野確認支援装置１台＋側方視野確認支援装置１台＝合計２台」として取り扱う。

2) 「側方視野確認支援装置」(サイドビューカメラ) ※全ト協単体で助成

- (1) 車両総重量７．５ｔ以上の事業用トラックの左側に側方カメラを装着した場合に限り助成対象とする。

- (2) 新たに側方視野確認のためのカメラ及びモニターを同時に導入した場合には、当該支援装置の取得価格総額の $1/2$ （上限２万円）を助成する。

この場合、申請台数は「側方視野確認支援装置１台」として取り扱う。

- (3) 「側方視野確認支援装置」が既に取り付けられている車両について、カメラ、またはモニターの故障等により、いずれかを改めて導入（買い換え）し

た場合、導入装置単体（左側方カメラ、またはモニター）の取得価格の1／2（上限2万円）を助成する。

この場合、申請台数は「側方視野確認支援装置1台」として取り扱う。

- (4) 「後方視野確認支援装置」が既に取り付けられている車両に、新たに側方視野確認のためのカメラを導入する場合、左側方カメラ単体の取得価格の1／2（上限2万円）を助成する。この場合に、側方視野確認のためのモニターを同時に導入する場合であっても、当該支援装置（左側方カメラ及びモニター）の取得価格総額の1／2（上限2万円）を助成する。

この場合、申請台数は「側方視野確認支援装置1台」として取り扱う。

- (5) 新たに「側方視野確認支援装置（カメラ及びモニター）」及び「後方視野確認支援装置（カメラ及びモニター）」を同時に導入する場合の助成額、及び申請台数の取り扱いは、項目7. 1)（4）と同様とする。
- (6) 新たに「側方視野確認支援装置（カメラ及びモニター）」及び「後方視野確認支援装置（カメラ及びモニター）」の一体型の装置を導入する場合の助成額、及び申請台数の取り扱いは、項目7. 1)（5）と同様とする。

3) 「呼気吹込み式アルコールインターロック装置」※全ト協・東ト協の両方で助成

- (1) 国土交通省の技術指針に適合しているものとする。
- (2) 本装置の申請については、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都内にあることを条件として、全ト協と東ト協の助成を併用できる。なお、併用での申請に係る申請台数の取り扱いは、全ト協分と東ト協分でそれぞれ1台分として取り扱う。

4) 「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」

※全ト協単体で助成

- (1) 安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）が導入した場合に限り助成対象とする。
- (2) 「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」は、車両に装着する装置ではないが、事業用トラック1台につき1台を上限に助成対象とする。

5) 『「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む）』

※全ト協単体で助成

- (1) 車両総重量8t以上の事業用トラックを管理する事業所が導入した場合に限り、1事業所1台を上限に助成対象とする。
- (2) 型式の特定は行わない。

8. 申請方法・申請書類等

- 1) 次の申請様式①から⑤に、添付書類⑥から⑩を添えて、東ト協会長宛に提出すること。

なお、各申請様式、及び添付資料について、写しでの提出可否の記述がない資料は、作成原本を提出すること。

- (1) 申請様式

①「安全装置等導入促進助成金 交付請求書」(様式 1)

②「安全装置等導入内訳書」(様式 2)

③「安全装置等装着証明書」(様式 3)

※様式 3 に記載された項目の情報が不足無く含まれている場合に限り、メーカー、または販売会社等から申請事業者に対して独自に発行された「装置装着証明書(写しを含む)」を、様式 3 の代替として提出可とする。

※「IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」の場合は、様式 3 に代えて納品書の写しを提出すること。

※『「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)』の場合は、様式 3 に代えて領収書、または請求書の写しを提出すること。

④「誓約書」(様式 4)

本助成事業の申請をする場合は、国の安全装置の補助事業を受けていないことが条件となるため、国の補助事業を受けていない(受けない)ことを確認するため、提出が必要となる。

⑤「確認書」(様式 7)

項目 6. 1) ①に定める、装置装着対象車の使用の本拠の位置が東京都以外の場合や、装置導入事業所が東京都以外に所在している場合、当該車両の使用の本拠または事業所が位置する道府県トラック協会に加入していないことを確認するため必要となる。

(※東京都を使用の本拠としない車両、および東京都以外に所在する事業所の申請分。)

(2) 添付書類

⑥ 対象装置を装着した車両の「自動車検査証の写し」

※対象装置を装着した車両が電子車検証の交付を受けている場合は、「車検証の写し」に代えて同車両の「自動車検査証記録事項の写し」を提出する。

※「IT 機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」は車両に設置する機器ではないが、助成上限、使用場所等の確認のため、主に装置を使用する車両の「自動車検査証の写し」または「自動車検査証記録事項の写し」を提出する。

※『「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ(自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む)』の場合は、車両に取り付ける装置ではないが、車両総重量 8 t 以上の事業用トラックを管理する事業所かどうかの挙証のため、装置を導入した事業所で管理する車両総重量 8 t 以上の事業用トラックの「自動車検査の写し」または「自動車検査証記録事項の写し」を、1 事業所につき 1 台分提出する。

⑦ 購入の場合には、対象装置購入の「領収書の写し」または「割賦販売契約書の写し」(車両代金を分割払いにする場合、装置代金部分の支払いが終了していることが必要であるため、「装置のみの領収書の写し」、または「装置取得価格分の支払いが終了している事が分かる書類の写し」を別途添付すること)。リースの場合には、「リース契約書の写し」(自動車登録番号ま

たは車台番号が記載されたもの)。

- ⑧ 取付工賃及び消費税を除いた対象装置の実費価格がわかる「見積書」、または「請求内訳書」などの写しを添付する。

⑨ **Gマーク認定事業所認定証の写し**

「IT機器を活用した遠隔地で行う点呼に使用する携帯型アルコール検知器」を申請する場合のみに添付すること。

⑩ **トルク・レンチの性能が分かるカタログ等の資料**

『「600N・m」以上の締め付け能力を有する大型車用トルク・レンチ（自立型トルク・レンチ、トルクセッター型インパクトレンチを含む）』を申請する場合のみ、「600N・m」以上の締め付け能力を有することを証明できるカタログ等の資料を添付すること。

※「600N・m」以上の締め付け能力を有することを証明できるカタログ等の資料が提出できない場合は、当該トルク・レンチ販売会社に「導入装置が 600N・m 以上の締め付け能力を有する」旨を付記させた当該装置購入に係る領収書の写しを代替として提出すること。

- 2) 東ト協は、会員事業者から項目 8. 1) の申請があった場合には、全ト協交付要綱に基づいて、全ト協に対して助成金請求を行う。

- 3) 東ト協は、全ト協から助成金の交付を受けた後、交付請求を行った会員事業者の銀行口座に振り込むものとする。なお、東ト協助成金の交付請求への支払いは、全ト協からの助成金と併せて振り込むものとする。

9. 助成金を受けた装置の処分・取扱い

- 1) 助成金の交付を受けた会員事業者は、当該装置を装着した日から1年を経過するまでの期間は、「処分」（譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保）をしてはならない。

但し、あらかじめ、「装置等処分承認願」（様式5）を東ト協会長宛に提出し、承認を得た場合はこの限りでない。

- 2) 会員事業者から上記 様式5の提出があり、相当の処分理由が認められた場合には、東ト協は当該提出事業者へ「装置等処分承認通知書」（様式6）を発行し、同承認を全ト協へ報告する。

10. 申請様式等

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1) 安全装置等導入促進助成金 交付請求書 | (様式1) |
| 2) 安全装置等導入内訳書 | (様式2) |
| 3) 安全装置等装着証明書 | (様式3) |
| 4) 誓約書 | (様式4) |
| 5) 装置等処分承認願 | (様式5) |
| 6) 装置等処分承認通知書 | (様式6) |
| 7) 確認書 | (様式7) |

11. 報 告

東ト協は、安全装置等導入促進助成金の交付を受けた会員事業者に対し、当該助成

等に関する必要な報告等を求めることができる。

以 上

※ 本助成事業の問合せ先・申請書類の送付先

一般社団法人東京都トラック協会 業務部 交通・環境グループ

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-1-8

TEL 03-3359-3618